

『（仮称）第 6 次きさらづ
障がい者プラン』

〈策定方針案〉

木更津市障害者計画

木更津市障害福祉計画

木更津市障害児福祉計画



令和 5 年 7 月

木更津市

計画の概要

1 計画策定の背景

近年、障がいのある人に関する法律や制度が整備され、その充実とともに、障がい福祉サービスのニーズは多様化しています。

平成26（2014）年、日本は「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託し、条約締結国になりました。平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がい者を取り巻く状況は少しずつ変化しています。

その後も、平成30（2018）年には文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和3（2021）年には障がい者に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」、令和4（2022）年には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなど、障がい者に関する法整備が進められています。令和5（2023）年には、障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行されました。

また、令和4（2022）年、障害者権利条約について、国連の権利委員会による日本の審査が初めて行われ、医療機関や施設に入院・入所している障がい者が地域に出て自立した生活を送る権利の保障、インクルーシブ教育システム（障がいのある人もない人もともに学ぶ仕組み）の推進などについて勧告されたことから、障がい者の権利の実現に向けた取り組みを一層強化していく必要があります。

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

本市においても、障がいのある人が安心して暮らし続けられる環境を構築すべく、地域生活支援拠点等の整備や、医療的ケア児への支援、虐待防止などさまざまな取り組みを進めてまいりました。

このたび、「木更津市障害者計画（第5次）」及び「木更津市障害福祉計画（第6期）」・「木更津市障害児福祉計画（第2期）」の計画期間が令和5（2023）年度をもって終了することから、令和6（2024）年度からの新たな総

合計画である「（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画は、上位計画にあたる木更津市地域福祉計画の方向性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを見込み、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる「共生社会」の実現をめざすものです。

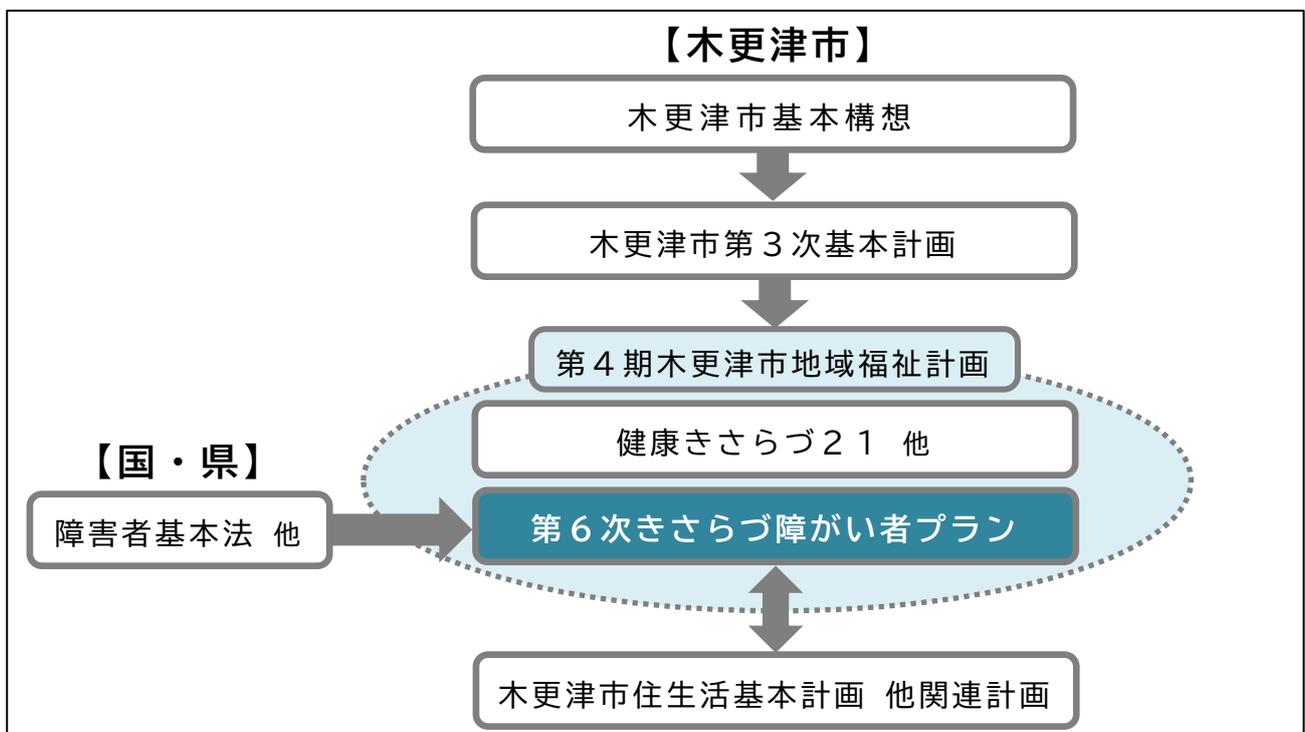
2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定される市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条に規定される市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に規定される市町村障害児福祉計画を一体的に定めたものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

木更津市障害者計画は、「木更津市基本構想（目標年度：西暦2030年度）」の個別計画の1つとして、基本構想に掲げる5つのまちづくりの基本方向のうち、特に「安心・安全でいきいきとした暮らしづくり」について、障がい者施策の観点からその具体化を図る計画として位置づけられ、障がい者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針となるものです。

また、木更津市障害福祉計画及び木更津市障害児福祉計画は、木更津市障害者計画を上位計画とした具体的な実施計画と位置づけられます。

なお、本プランは、国や県の指針、計画等の内容を踏まえて策定するとともに、市の保健福祉分野におけるほかの計画をはじめ、教育、雇用、人権、まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進するものとします。



3 法的な位置付けと役割

	法的位置付け	計画の役割
障害者計画 (第6次)	○障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」	○障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
障害福祉計画 (第7期)	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」	○障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画
障害児福祉計画 (第3期)	○児童福祉法第33条の20第1項の規定による「市町村障害児福祉計画」	○障害児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画（障害福祉計画第5期から策定）

※障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第6項の規定により、障害福祉計画と一体のものとして作成することができます。

4 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とし、令和8年度に計画の見直しを行います。ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟な対応をするため、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の期間

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
木更津市 障害者計画	第5次			第6次			次期計画		
木更津市 障害福祉計画	第6期			第7期			次期計画		
木更津市 障害児福祉計画	第2期			第3期			次期計画		

国の基本指針について

1 基本指針の見直しの主なポイント及び成果目標について

計画策定の根拠となる、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定める基本指針については、厚生労働省による社会保障審議会障害者部会により協議され、令和5年（2023）年5月に公表されました。

都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年（令和6年度～令和8年度）※の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定するものとされており、本市が策定する障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）においても、基本指針に即した項目を盛り込むとともに、成果目標については、国の数値を考慮しつつ、本市の実情を勘案して設定します。

なお、基本方針における、主な見直しのポイント及び成果目標は、次のとおりです。

① 基本指針の見直しの主なポイント

⇒ □で囲った項目（1、2、3、4、6、9）については、基本指針において、成果目標を設定することとされており、その内容は②のとおりです。

1. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

3. 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

4. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- 地域におけるインクルージョンの推進
- 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

5. 発達障害者等支援の一層の充実

- 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- 強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

6. 地域における相談支援体制の充実・強化

- 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- 地域づくりに向けた協議会の活性化

7. 障害者等に対する虐待の防止

- 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

8. 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

9. 障害福祉サービスの質の確保

- 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- 都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

10. 障害福祉人材の確保・定着

- ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

11. よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

12. 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

<p>13. 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ○支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備 <p>14. 地方分権提案に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画期間の柔軟化 ○サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化
--

② 基本指針における障害（児）福祉計画に係る成果目標

項目	成果目標	①の該当項目
① 施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：R4年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数：R4年度末の5%以上削減 	1. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上 	2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③ 地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新】 	1. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
④ 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：R3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新】 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新】 ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上 	3. 福祉施設から一般就労への移行等

<p>⑤ 障害児支援の提供体制の整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 ・ 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上 ・ 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新】 ・ 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新】 	<p>4. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p>
<p>⑥ 相談支援体制の充実・強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 	<p>6. 地域における相談支援体制の充実強化</p>
<p>⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築 	<p>9. 障害福祉サービスの質の確保</p>

計画の理念と施策の展開

1 計画の理念

本市は「魅力あふれる 創造都市 きさらづ」を将来都市像として、木更津基本構想の基本方向の1つである「安心・安全でいきいきとした暮らしづくり」を目標に各種福祉施策を推進しています。

「第5次きさらづ障がい者プラン」においては、福祉のまちづくりの目標を基本に、障がいのある人の基本的人権が尊重され、乳幼児期から高齢期に至るライフステージの全ての段階において、障がいのある人が地域の中で自立した生活が営めるよう「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、『自立と、共に支え合うまち・きさらづ』を基本目標として掲げ、障がいのある人だけでなくその家族、地域社会、行政が連携し、共に生き生きと暮らせるまちづくりを進めてきました。

本計画においても、この基本目標を継承し、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指します。

『自立と、共に支え合うまち・きさらづ』

2 施策の展開

「第5次きさらづ障がい者プラン」では上記の基本目標を踏まえ、障がいのある人を取り巻く課題の克服に向けて6つの基本施策を掲げ、計画的に施策を実施してきました。

< 基本施策 >

① みんなが理解し合えるまちづくり

② 自立した生活をおくれるまちづくり

③ 充実し生きがいのあるまちづくり

④ 安全で安心して暮らせるまちづくり

⑤ 健やかな成長を支援するまちづくり

⑥ 総合的な支援のあるまちづくり

本計画においては、今後実施するアンケート調査などにおいて、障がい者・障がい児のニーズを把握しながら、国の指針においても示されている以下の課題について検討を進めます。

地域生活への移行と相談体制の強化

障がい児のサービス提供体制の構築

障がい者就労のさらなる促進

障がい者を支える・つながる地域づくりを推進

災害対策のさらなる推進

福祉施設の充実と福祉人材の確保